

第10回米子市美保中学校区義務教育学校

開校準備委員会

日時 令和7年8月27日(水)

午後7時から午後8時30分

場所 米子市立美保中学校特別活動室

- 1 委嘱状交付
- 2 教育長挨拶
- 3 開校準備委員会設置要綱確認
- 4 アドバイザー紹介
- 5 委員自己紹介
- 6 委員長の選出、委員長挨拶
- 7 副委員長の選出、副委員長挨拶
- 8 教育環境部会部会長、副部会長の指名
- 9 事務局説明
 - (1) これまでの経緯と義務教育学校整備事業の進捗について
 - (2) 開校準備委員会及び専門部会について
- 10 協議 校名選定について
- 11 アドバイザーからの助言
- 12 連絡
 - (1) 今後の開催予定(案)

【時期】	第11回	令和7年	10月中旬頃
	第12回	令和7年	11月下旬頃
	第13回	令和8年	2月頃

【場所】美保中学校特別活動室

【時間】午後7時から

※協議の進行状況によっては、回数が増減する可能性があります。
 - (2) 講演会の開催について

【時期】	令和7年10月下旬から11月中旬頃
【講師】	島根大学教職大学院 教授 松尾 直樹氏
【内容】	これからの学校のあり方について(仮)

第 10 回 開校準備委員会資料 目次

令和 7 年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会委員、 専門部会部会員及びアドバイザー名簿	1
米子市の出席者名簿	3
米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会設置要綱	4
資料 1 これまでの経緯と義務教育学校整備事業の進捗状況について	7
1 これまでの状況について	
2 義務教育学校建設地について	
3 事業の進捗状況について	
4 令和 13 年 4 月 1 日開校に向けた事業スケジュール	
資料 2 開校準備委員会及び専門部会について	11
1 開校準備委員会及び専門部会のあり方について	
2 組織図について	
3 今後のスケジュールについて	
資料 3 校名選定の協議について(別冊)	

令和7年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会委員、

専門部会部会員及びアドバイザー 名簿

委員

	区 分	氏 名	所 属 等
1	崎津地区、大篠津地区及び和田地区の住民を代表する者	松本勝彦	崎津公民館
2	〃	松本俊美	崎津地区自治連合会
3	〃	安本淳一	大篠津公民館
4	〃	岡田隆	大篠津地区自治連合会
5	〃	西井通	和田公民館
6	〃	田邊忠雄	和田地区自治連合会
7	市立小学校及び市立中学校の保護者を代表する者	曾根大二朗	美保中学校PTA
8	〃	井東裕三	美保中学校PTA
9	〃	三浦淳美	美保中学校PTA
10	〃	土井賢司	崎津小学校PTA
11	〃	池本翼	大篠津小学校PTA
12	〃	竹本法子	和田小学校PTA
13	市立小学校及び市立中学校の管理職	堀場善智	美保中学校
14	〃	清水裕子	崎津小学校
15	〃	遠藤東代子	大篠津小学校
16	〃	太田敦弘	和田小学校
17	崎津、小鳩、和田保育園の管理職又は在籍する園児の保護者を代表する者	石田江美子	崎津保育園
18	〃	川島由美子	小鳩保育園
19	〃	水野淑江	和田保育園

任期：令和7年7月25日から令和8年3月31日まで（順不同、敬称略）

部会員

教育環境部会

	区分	氏名	所属等
1	崎津地区、大篠津地区及び和田地区の住民を代表する者	木村俊二	崎津地区 社会福祉協議会
2	〃	松本真奈美	大篠津地区 主任児童委員
3	〃	岩田昇	和田小学校 学校運営協議会
4	崎津地区、大篠津地区及び和田地区の未就学児保護者を代表する者	小林つぐみ	崎津地区
5	〃	眞田三枝子	大篠津地区
6	〃	三村大輔	和田地区
7	市立小学校及び市立中学校の保護者を代表する者	曾根大二朗	美保中学校PTA
8	〃	足羽直美	崎津小学校PTA
9	〃	田中翔大	大篠津小学校PTA
10	〃	竹本法子	和田小学校PTA
11	市立小学校の管理職を代表する者	太田敦弘	和田小学校
12	市立小学校及び市立中学校の教職員を代表する者	隠樹恭衣	美保中学校
13	〃	渡辺和幸	崎津小学校
14	〃	西山智広	大篠津小学校
15	〃	本田早弥香	和田小学校

任期：令和7年7月25日から令和8年3月31日まで（順不同、敬称略）

アドバイザー

	区分	氏名	所属等
1	学識経験を有する者	吉田博幸	島根大学教育学部

任期：令和7年7月25日から令和8年3月31日まで（敬称略）

米子市の出席者名簿

教育長 浦林 実

教育委員会事務局 事務局長 長谷川 和秀

こども政策課	課長	永榮 一博
	課長補佐	井原 聡史
	課長補佐兼指導主事	遠藤 幸子
	担当課長補佐	近藤 泰知
	係長	松下 貴洋
	主任	名原 裕紀
	主任	白川 健四郎
学校教育課	次長兼課長	仲倉 昭雄
こども施設課	次長兼課長	矢野 伴典
こども支援課	課長補佐	田中 喜之

関係課

こども総本部こども政策課	担当課長補佐	國谷 建太
	主事	内海 宏平
こども総本部こども施設課	保育リーダー	飯田 聡子
	子育て支援リーダー	松原 香里
総合政策部交通政策課	課長	倉本 樹
総合政策部まちづくり企画課	課長	齋木 雅徳

米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 米子市立美保中学校の区域における米子市立義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）の開校に当たり、必要な事項を調査し、及び検討するため、米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、及び検討する。

- (1) 義務教育学校の運営に関すること。
- (2) 義務教育学校の施設、設備等の教育環境に関すること。
- (3) 保護者及び地域住民等との連携、連絡及び調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、義務教育学校の開校に当たり必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 崎津地区、大篠津地区及び和田地区の住民を代表する者
- (2) 次に掲げる米子市立小学校の児童及び米子市立美保中学校の生徒の保護者を代表する者
 - ア 米子市立崎津小学校
 - イ 米子市立大篠津小学校
 - ウ 米子市立和田小学校
- (3) 前号アからウまでに掲げる米子市立小学校及び米子市立美保中学校の管理職
- (4) 次に掲げる保育園の管理職又は在籍する園児の保護者を代表する者
 - ア 米子市崎津保育園
 - イ 米子市小鳩保育園
 - ウ 社会福祉法人米子福祉会和田保育園
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、前項の規定による委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。

4 委員は、再任されることができる。

(アドバイザー)

第4条 委員会に、委員のほか、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、委員会における調査及び検討に対する助言その他の支援を行う。
- 3 アドバイザーは、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 4 アドバイザーは、委員会における調査及び検討が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長3人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副委員長が2人以上あるときは、あらかじめ委員長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が選任されていない場合は、教育委員会が会議を招集する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 委員は、代理人をして会議に出席させることができない。
- 5 会議の議事は、会議に出席している委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 7 委員会は、必要があると認めるときは、委員及びアドバイザー以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 会議は、公開とする。ただし、会議の運営に支障があると委員長が認めるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(専門部会)

第7条 第2条に定める事項について専門的な調査及び検討をさせるため、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 教育委員会の指名する委員
 - (2) 教育委員会が適当と認めて委嘱する者
- 3 専門部会の部会員（前項第2号に掲げる者に限る。）の任期は、同号の規定による委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。
- 4 専門部会の部会員は、再任されることができる。
- 5 専門部会に、部会長及び副部会長1人を置く。
- 6 部会長及び副部会長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 7 部会長は、専門部会を代表し、委員会の会議で専門部会における調査及び検討の結果を報告するものとする。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項、第2項及び第8項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「委員の」とあるのは「専門部会の部会員（以下この条において「部会員」という。）の」と、同条第4項から第6項まで中「委員」とあるのは「部会員」と、同条第7項中「、委員」とあるのは「、部会員」と、同条第8項中「委員会」とあるのは「専門部会」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門部会の部会員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会及び専門部会の庶務は、米子市教育委員会事務局こども政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が、委員会

に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月19日から施行する。

これまでの経緯と義務教育学校整備事業の進捗状況について

1 これまでの状況について

- 美保中学校区は児童生徒数の減少が著しく、今後の学校のあり方について、地域の方や保護者の方と話し合いを進めてきた。
- 令和3年4月、「校区審議会」を設置し、市教育委員会から学校のあり方等について諮問したところ、「3小学校（崎津、大篠津、和田）と1中学校（美保）を廃止し、新たに9年制の義務教育学校を設置する」との答申があった。
- 令和3年10月、校区審議会での答申を受け、市教育委員会で新たに義務教育学校を設置することを決め、令和10年4月を開校目標とした。
- 令和5年10月、公立2保育所（崎津保育園・小嶋保育園）を統合し、新たに義務教育学校と同一敷地内に幼保連携型認定こども園を設置する方針を決定した。
- 令和5年11月、米子市美保中学校区開校準備委員会を設置し、これまでに9回開催した。令和6年度からは、3つの専門部会（学校運営部会、教育環境部会、PTA部会）を立上げ、開校に向けて必要な事項を調査・検討しているところである。（別表参照）
- 義務教育学校における教育の基本的な考え方や施設整備等のあり方をまとめた基本構想について、懇談会やアンケートなどを踏まえ、令和6年3月に策定した。
- 令和6年12月、各設計において時間を要したこと、法令の許認可に時間を要していること、当初見込んでいた工期よりもより多くの工期を見込む必要があること等から、開校時期が3年から5年遅れることが見込まれる状況となった。しかし、この状況の中で少しでも早い開校を目指すため、まずは、令和13年4月を開校目標として事業を進めている。

2 義務教育学校建設地について

米子市大崎地内 約 45,000 m²（別図1・2参照）

3 事業の進捗状況について

- 用地取得に当たり必要な手続である農地転用及び開発許可については、令和7年4月18日に許可された。
- 令和7年6月定例議会にて財産取得に係る議案が議決され、所有権移転等の手続を行い、用地取得が完了した。
- 令和7年3月に、建設地内の造成設計業務（排水計画・盛土の高さ等に係る設計）が完了。令和7年度中に造成工事に着手する予定。
- 令和7年3月に建築基本設計業務が完了。建築実施設計については、令和7年度中に着手する予定。
- 排水先の作兵衛川の改修に係る測量設計を令和6年度から進めており、令和7年9月末に完了する予定。その後、作兵衛川改修に係る工損調査を実施する予定。
- 開校準備に関する進捗状況や義務教育学校に関する情報を発信するため、令和5年5月より、「開校準備だより」を毎月発行中。

開校準備だより



【別表】 美保中学校区義務教育学校開校準備委員会開催結果

	日程	概要
第1回	令和5年11月7日	設置要綱の確認、委員長選出など
第2回	令和5年11月24日	開校準備委員会の組織編制について、基本構想（事務局案）について
第3回	令和5年12月8日	基本構想（事務局案）について
第4回	令和6年1月26日	プールの設置について、令和6年度スケジュールについて
第5回	令和6年2月9日	プールの設置について、校名の協議について
第6回	令和6年5月21日	委員長選出、これまでの経緯と進捗について 等
第7回	令和6年8月5日	配置計画について、開校準備委員会のスケジュールについて 校名選定について
第8回	令和6年11月6日	校名選定について
第9回	令和7年2月19日	来年度の開校準備委員会の進め方について

【学校運営部会】

	日程	概要
第1回	令和6年5月21日	設置要綱の確認、部会長選出 等
第2回	令和6年7月23日	学校運営部会のスケジュールについて 制服について、体操服等の選定について
第3回	令和7年2月27日	来年度の学校運営部会について

【教育環境部会】

	日程	概要
第1回	令和6年5月21日	設置要綱の確認、部会長選出 等
第2回	令和6年7月29日	教育環境部会のスケジュールについて、建築基本設計について
第3回	令和6年10月22日	教室配置計画等について
第4回	令和7年2月27日	来年度の教育環境部会について

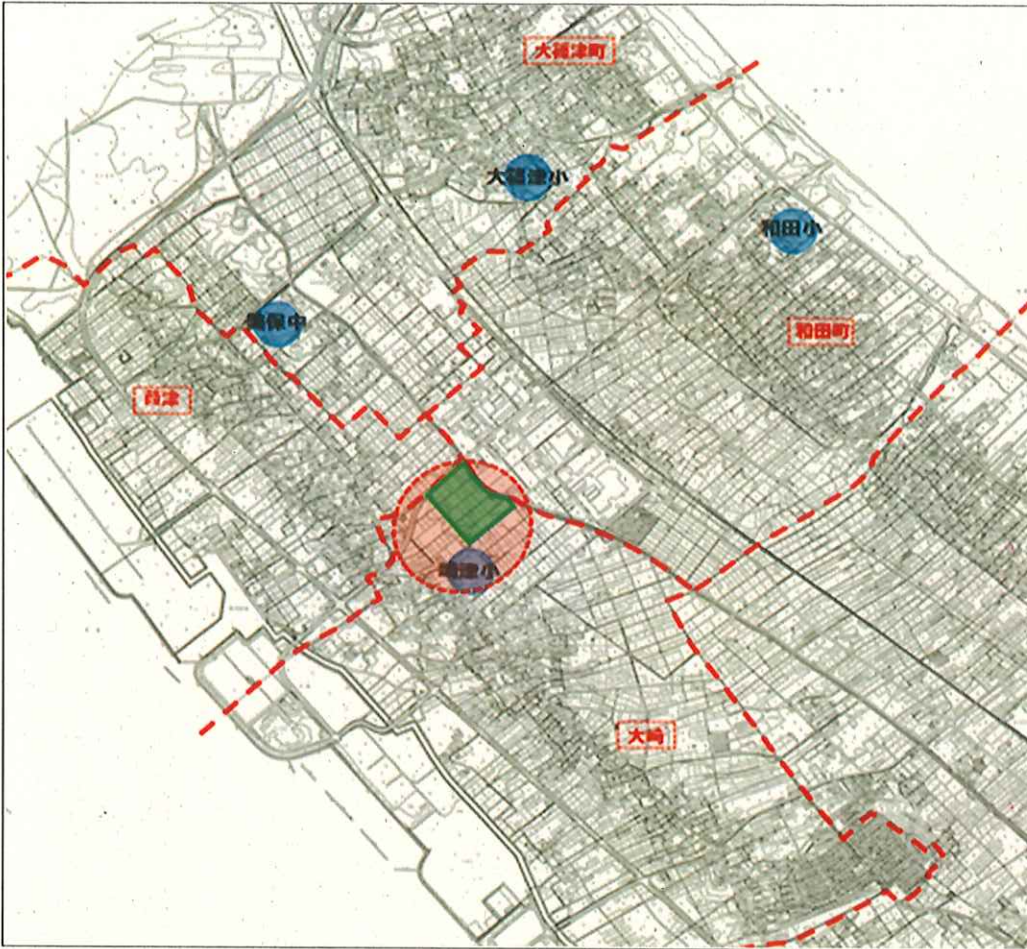
【PTA部会】

	日程	概要
第1回	令和6年5月21日	設置要綱の確認、部会長選出 等
第2回	令和6年7月26日	PTA部会のスケジュール案について PTA活動について、交流活動について
第3回	令和7年2月27日	来年度のPTA部会について

※開校準備委員会、各専門部会の議事録は、米子市ホームページに掲載しています。



【別図1】



【別図2】



4 令和13年4月1日開校に向けた事業スケジュール

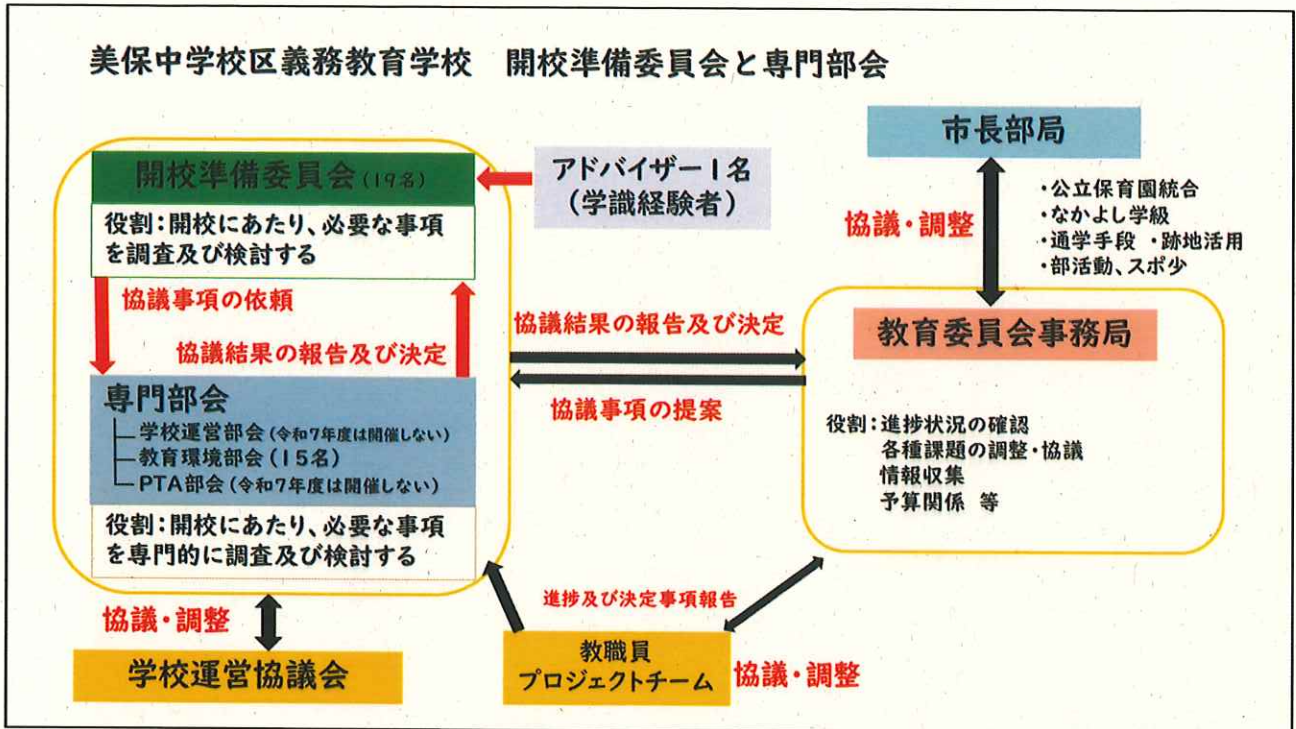
R13年4月

項目/年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
①収用法認定		▶							
②造成設計	▶	▶	▶						
③農地転用許可・開発許可		▶							
④用地買収(物件撤去・支払)			▶						
⑤造成工事			▶	▶	▶	▶			
⑥建築設計(基本・実施)		基本▶		←実施					
⑦建築工事						▶	▶	▶	▶
⑧グラウンド整備		補償調査						設計	工事
⑨作兵衛川改修		設計▶		改修	改修	改修	改修		

※ 各工事等に不測の事態が生じた場合、上記スケジュールは変更になる場合があります。
 ※ 造成工事、建築設計(実施)の点線で示しているスケジュールは、令和7年2月時点におけるもの。

開校準備委員会及び専門部会について

1 開校準備委員会及び専門部会のあり方



- 開校準備委員会は、教育委員会事務局からの依頼を受け、開校にあたり必要な事項を調査及び検討する機関
- 専門部会は、開校準備委員会の依頼を受け、開校にあたり必要な事項を専門的に調査及び検討する機関
- 教育委員会及び教育委員会事務局は、開校準備委員会からの報告を受け、必要な事項を決定

※決定権がどこにあるのかを明確にお示しした上で、調査及び検討に当たっていただきます。

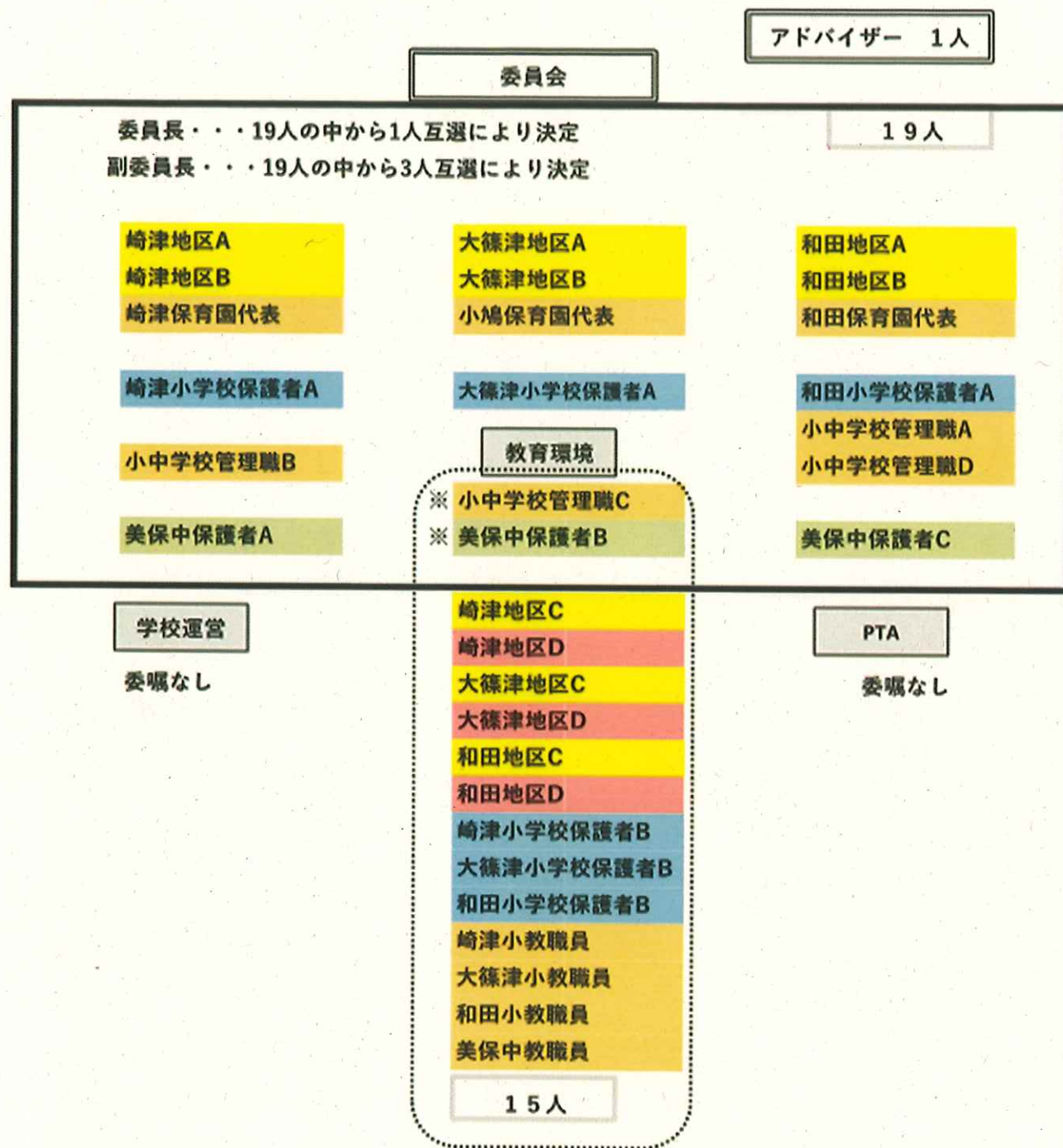
(例) 校名…市議会 学校施設…教育委員会事務局

PTA 執行部や地域が中心となって決めるもの…開校準備委員会

- 教育課程や学校行事等は、学校関係者等を中心に組織するプロジェクトチームで決定し、開校準備委員会及び教育委員会に報告予定

2 組織図

令和7年度開校準備委員会及び専門部会 組織図



【備考】※の2人は、開校準備委員と部会員を兼ねる。

		令和6年度					令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度					令和12年度					令和13年度												
		4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2
校名選定	校名選定	選定方法検討・決定					募集要項等					校名候補決定					校名案決定 (教育委員会での協議)										校名決定(条例改正)																						
	ブロック制											情報収集・検討					ブロック案決定																																
	各部会からの報告等	選定方法検討																																															
学校運営部会	制服	選定方法の検討															選定方法の検討・決定					業者選定準備					素材・デザイン・細部の検討					制服デザイン決定 (採寸・販売スタート)					新制服発表・着用ルールの決定等												
	体操服等	選定方法の検討															選定方法の検討・決定					業者選定準備					素材・デザイン・細部の検討					体操服デザイン決定 (採寸・販売スタート)					新体操服発表・着用ルールの決定等												
	校歌																作成方法の検討・決定					フレーズ等公募する場合：募集要項作成、公募、選定、作詞作曲者候補者選定等 フレーズ等公募しない場合：作詞作曲者選定等					校歌作成依頼準備完了					(作曲家、作詞家等に よる校歌作成) (校歌の練習)																	
	校章・校旗																作成方法の検討・決定					公募する場合：募集要項作成、公募、選定等 公募しない場合：デザイン業者選定等					校章作成依頼準備完了					(業者による校旗等作成)																	
	開校事業																										開校式典に関する事項の協議					開校式																	
	閉校事業																															閉校式典に関する事項の協議					各校閉校式												
教育環境部会	施設・設備 通学関係	配置計画等										設計等の進捗状況に応じて必要な協議(施設・設備・安全対策等)					通学バスに関することについての協議					通学路に関する協議					(登校班についての検討)																						
	義務教育学校の PTA組織運営	配置計画等																									規約についての協議、決定					PTA総会																	
PTA部会	現在の PTA組織運営	配置計画等																									組織についての情報収集 課題の洗い出し PTA総会					組織やPTA行事等について の協議 PTA総会					次年度役員選出、次年度の計画作成 PTA総会開催 PTA総会					(新PTAスタート)							
	交流活動																										4校PTAの閉会に向けての課題の洗い出し・協議 4校のPTAの閉会準備・実施 予算の処理についての検討																						
																																交流活動についての協議・計画					(交流活動の実施)					(交流活動の実施)							

各協議事項の検討状況に応じて、スケジュールの調整を行っていきます